

# 令和元年余市町議会第2回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分  
 延 会 午後 2時51分

○招 集 年 月 日

令和元年6月18日（火曜日）

○欠 席 議 員 （0名）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	須 貝 達 哉
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	小 黒 雅 文
財 政 課 長	高 橋 伸 明
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	前 坂 伸 也
福 祉 課 長	照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長	成 田 文 明
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長	橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長	山 本 金 五
建 設 課 長	篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長	千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長	庄 木 淳 一
水 道 課 長	中 村 利 美
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長	秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長	佐 々 木 隆
教 育 部 長	上 村 友 成
社 会 教 育 課 長	奈 良 論

○開 会

令和元年6月18日（火曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	6番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	11番	白 川 栄 美 子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	3番	辻 井 潤
〃	4番	岸 本 好 且
〃	5番	土 屋 美 奈 子
〃	7番	近 藤 徹 哉
〃	8番	吉 田 浩 一
〃	9番	佐 藤 一 夫
〃	10番	野 崎 奎 一
〃	12番	庄 巖 龍
〃	13番	安 久 莊 一 郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	藤 野 博 三
〃	17番	茅 根 英 昭
〃	18番	溝 口 賢 誇

選挙管理委員会事務局長  
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

#### ○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純  
書 記 細 川 雄 哉  
書 記 小 林 宥 斗

#### ○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
議長の諸般報告
- 第 3 一般質問

---

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和元年余市町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案6件、報告4件、他に一般質問と議長の諸般報告です。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号16番、藤野議員、議席番号17番、茅根議員、議席番号18番、溝口議員、以上のとおり指名いたします。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○16番(藤野博三君) 令和元年余市町議会第2回定例会開催に当たり、昨日午前10時より委員会

室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席のもと、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案6件、報告4件、一般質問は8名によります12件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より6月20日までの3日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、一般質問は、8名による12件です。

日程第4、議案第1号 令和元年度余市町一般会計補正予算(第2号)につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第3号 余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第8、議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第9、議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上議案3件については関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第42期（平成30年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、報告第3号 株式会社余市振興公社の第28期（平成30年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、報告第4号 株式会社まほろば宅地管理公社の第8期（平成30年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

**○議長（中井寿夫君）** ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から20日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から20日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

**○議長（中井寿夫君）** 次に、諸般の報告をいたします。

6月11日、札幌市において北海道町村議会議長の第70回定期総会が開催され、会務報告の承認、各地区管内議長会提出案件の採択等を行った後、お手元に配付の決議を採択し、終了したことをご報告申し上げます。さらに、同日後志町村議会議長会臨時総会が開催され、平成30年度の事業報告並びに歳入歳出決算認定についてそれぞれ承認をし、終了いたしましたことをご報告申し上げます。

次に、6月12日、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会並びに北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会の総会が開催され、総会終了後、後志総合開発期成会と合同による要請行動が実施され、お手元に配付の内容のとおり要請いたしてまいりましたので、ご報告申し上げます。

なお、それぞれの詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ごらんいただきたいと思います。

以上で諸般報告を終わります。

---

**○議長（中井寿夫君）** 日程第3、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号8番、吉田議員の発言を許します。

**○8番（吉田浩一君）** 令和元年第2回定例会開催に当たり、さきに通告の一般質問を行います。町長におかれましては、答弁のほどよろしくお願いいたします。

1件目であります。余市川の流木について。余市川は、赤井川村の朝里岳より発して、赤井川、仁木、余市と3町村を流れる延長50キロの2級河

川となっており、北限のアユが泳ぐ川とされております。川の管理は北海道がしておりますが、平成10年代に入り、川の改修事業が進められており、余市町内の流域は工事は既に完了しております。過日実施された余市川流域クリーン作戦時において、各橋梁の橋桁や水との境目、また川の中州に倒木や流木がありました。人力で片づけることは、足場的にも不安定な場所にあたり、中には根こそぎ倒れているようなものもあり、人力ではどうにもならないものも多数見受けられました。流木等は、鮎見橋より下流域ではなく、鮎見橋より上流地域に見られ、現状では橋脚にひっかかっている等とどまっておりますが、大水が出た場合下流に流れる、つまり余市町内にある橋にひっかかるか、または海に流れ出ることとなります。河川敷並びに川の中にある流木等はどこの機関が撤去等をするのか、余市町として現状をどう考え、対処はどのように考えているのかお聞きいたします。

2点目であります。道の駅の今後について。昨年末高速道路が開通し、余市町を通過する車の流れも大きく変わり、また現時点での終点となる余市町は交通量も、また車の流れも変わったと推測されます。ドライブ観光の起点となる道の駅については、近年多くの箇所が新規またリニューアルオープンとなり、それなりに多くの方が訪れているのであろうと推測されます。余市町の道の駅については、施設全体としてはもともと道の駅として建設されたわけではなく、宇宙記念館がオープンしてからの申請によって道の駅とした経過があります。宇宙をテーマとした博物館的な施設はそれほど多くはなく、ある面では特徴ある施設の道の駅となっておりますが、施設も老朽化をしており、また消費者ニーズに合っているのかと見た場合、物足りなさを感じるのも事実であり、住民要望としては新規の施設として建設されることを望む声が多数あります。さらに、道の駅の設置条件とし

てはさまざまなものがあると思いますが、何といても駐車場の確保は必要不可欠であり、現在の道の駅の駐車場敷地については隣接工場の敷地を借地していることもあり、今後については不透明な状況と推測されます。

現在の道の駅については、余市町としてはどう考えているのか。

借地については予算委員会の段階では本年度は利用できるが、次年度以降については不透明な状況との答弁があり、来年度以降についてはどうなっているのか。

余市町としては道の駅再編ワーキンググループを組織して、町内各団体と協議しているようですが、この中の話し合いとしてはどうなっているのか。

現時点で余市町の道の駅の将来像をどのように考えているのか。

以上、答弁よろしくお願いたします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 8番、吉田議員の余市川の流木についてに関するご質問に答弁いたします。

2級河川余市川につきましては、平成31年度より改修事業に着手され、現在河口から鮎見橋付近までの区間が完了しているところであり、順次上流部への改修工事が進められ、昨年度は鮎見橋上流側の仁木町内で掘削、築堤に関する工事が行われたところでございます。こうした河川工事が行われるとともに、その機能を確保するために適切な維持管理を行うことが洪水等の被害軽減につながるものと考えております。

1点目の河川敷並びに川の中にある流木をどこの機関が撤去するののかについてであります。河川敷及び河道内の流木につきましては、橋脚などの工作物を設置した施設管理者や河川管理者の北海道が対応するものと考えております。

2点目の町として現状をどう考え、対処はどのように考えているのかに関しては、町といたしまし

ては漂着や堆積する流木によって河川の流下能力が阻害されたり、出水時には水位の上昇による洪水氾濫につながるおそれもあることから、こうした現状の把握に努め、橋梁などの施設管理者や河川管理者に情報提供を行うとともに、洪水被害のリスクを改善する観点から河道を阻害している流木撤去の対応について要望しているところであります。今後とも当該河川の流下能力の阻害の程度に応じ、優先度を踏まえ、治水や環境を考慮した効率的、効果的な河川整備や維持に努めていただけるよう関係機関とも連携してまいりたいと考えております。

次に、道の駅の今後に関するご質問に対し答弁申し上げます。4点にわたる質問でございますが、それぞれ関連がありますので、一括して答弁いたします。本町の道の駅につきましては、宇宙記念館の建設にあわせて観光客や道路利用者の休憩場所、情報発信拠点とすべく整備を開始し、平成10年4月、余市宇宙記念館を核施設とする道の駅スペース・アップルよいちとして誕生しております。以来多くの観光客の利用に供するとともに、地元特産品のPRの場として、また地域住民の交流の場としても利用されておりますが、道の駅の制度が創設されてから相当な期間が経過し、道の駅に対するイメージや期待される機能、さらには核施設である余市宇宙記念館を取り巻く情勢が大きく変化していることなどもあり、この間多くの皆様方より道の駅の機能拡充に向けた再編整備を求める声が寄せられております。町といたしましてもご意見、ご要望を真摯に受けとめ、高速道路開通による交流人口の増加などを見据えた中で道の駅の再編整備を進めるとの方針を決定し、平成27年6月には余市町道の駅振興協議会を構成する団体の実務者並びに学識経験者により組織する道の駅再編整備ワーキンググループを設置し、以来昨年12月まで8回にわたり再編整備に係る方向性などについてご協議いただくとともに、平成29年度に

は道の駅再編整備に係る基本調査を実施しております。そうした中、昨年9月、ニッカウキスキー株式会社より道の駅第2駐車場用地として無償貸与している用地につきまして、事業用施設の建設を検討しており、将来的に貸与できなくなる可能性があるとのことを伝えられたところであり、現時点においては具体的な見通しが立っていない状況にあります。この件につきましては、所管の産業建設常任委員会及びワーキンググループに報告申し上げ、移転による再編整備も含めさまざまなご意見を頂戴したところであり、特にワーキンググループにおいては委員全員の一致した意見として移設による再編整備が必要との見解が示されております。こうしたことなどから、道の駅に求められる機能や整備手法、さらには移転とした場合の移転候補地等に係る具体的な調査を本年度中に開始いたしたく、当該調査結果をもとに議会や町民の皆様とも協議を重ねた上で道の駅の可能性を探ってまいりたいと考えております。

済みません。失礼いたしました。1点答弁の修正をさせていただきたいと思っております。流木に関する質問について、私2級河川余市川については平成31年度と申したところを昭和31年度より改修事業に着手されに訂正いただければと思います。お願いします。

**○8番（吉田浩一君）** まず、余市川の流木のほうから再質問をさせていただきます。

答弁としては予想どおりというか、それ以上のものはないと思うのです。現状にあるのは、余市町内、要するに鮎見橋から下流のほうにもあるのかもしれないけれども、やはり大きいのは鮎見橋から上流のほうだし、そこは地域、自治体的にも仁木町の管轄になりますので、余市町が直接行ってどうのこうのということではないと思っておりますし、これは川の管理者にお願いをするしかないと思っております。答弁としてはよく理解できるのですが、町長、その現地見られたかどうかわか

らないのですけれども、質問で出したようにクリーン作戦のときに仁木大橋にたまたま私が行った。いつもでしたら、仁木大橋から余市町の職員組合がスタートするのですけれども、ことしは違ったのです。それで、余市町の職員はそここのところ担当していなかったから、余計見ていなかったと思うのです。仁木大橋の上流側に非常に大きい倒木があったと。これは担当課のほうではもう確認していると思うのですけれども、これはやっぱり間違いなくいつかの時代に流れてくるはずですから、これは早目に撤去してもらわなければならないものではないかなと思います。あのクラスの木が流れてくるといえば本当に台風の大水の時しかないと思うのですけれども、恐らく見た限りでは10メートルまではなかったでしょうけれども、5メートル以上の木ですので、これは早目に撤去してもらわないと何とか、余市町内に被害が及ぶ可能性があるのではないかな。特に鮎見橋の下流では漁組のサケの採捕の施設とかもありますので、これは早急に強く早くやってもらうということを要望してもらいたいと思うのですけれども、その点について町長の再度の見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、吉田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

鮎見橋上流の橋に係る流木に関してなのですが、私も現状は把握はしております。それ踏まえまして、管轄地域が仁木町内にあることから、余市、こちらのほうからも仁木の役場のほうに連絡いたしましたして、仁木町と北海道で協議をして、今対応するということにこちらのほうも報告を受けているところであります。

○8番（吉田浩一君） 仁木町からそういう報告を受けたということですので、その件はわかりました。引き続き注視していただきたいなと思います。

次に、道の駅の今後についてということで、ま

ず道の駅はやっぱり何といても駐車場がなければならぬということで、そこについてはニッカさんで将来的に物を建てたいので、それがまだ正式決定ではないのしょうけれども、とりあえずことしはまずいいのですけれども、来年度以降すぐ、令和2年になってからいきなりあした出ていってくださいということにはならないのでしょうか、まず。そこは、仮に移転するとかしないとかでもことし、今年度で終わりですよといったって、ではあしたにばんと引っ越しできるのかと、それはできないでしょうから、その部分はニッカさんとどういうふうに話されているのか、どういうふうに聞いているのか、その辺まずお尋ねしたいなと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、吉田議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

ニッカから貸借している駐車場に関しては、今年度はまだ利用できるわけでございますが、さきの答弁でもありましたとおり、今後については具体的な見通しは立っていないというような状況でございます。

○8番（吉田浩一君） 見通しは立っていないということで、要するにわからないという答えなのです。わからないことをではいつまでなのだと聞いてもこれはしょうがない話なのでしょうけれども、そういう中で余市町としてはワーキンググループを組織して、この中の意見としては引っ越ししたほうがいい、移設したほうがいいのではないかという、そういう意見が出されているのですけれども、それに関して本年度中に調査をしますということで、その上で移転する場所だとか、そういうことというのは決めていきたいというふうな考え方なのでしょうけれども、さっき言ったように、ニッカさんが来年までだよというふうに打ち切られたら、ことしいっぱいだよと打ち切られたら、本当にすぐ引っ越ししなければならないのだろうし、だからその時間帯ということで、未定

だというのはわかるのだけれども、余市町からこれぐらいまでには引っ越し先の、引っ越し時期の見通しだとか、そういうのを考えているので、引っ越しというか、移設するとすればそれはいつくらいまでにしたいのだというふうに考えているのか、なおかつそれまでニッカさんのほうとそれまでの間の猶予みたいなものは、そういう話し合いというのは可能なのですか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、吉田議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど来見通しが立たないというふうに答弁しているわけですが、ニッカウキスキーさんといたしましてももちろん会社の事情があるわけなので、こちらの事情優先してということにもならないというふうに考えております。他方で、もう使えなくなった場合、すぐ出ていくということは物理的にも不可能なわけですから、仮定のご質問なので、なかなか仮定の質問には答弁できないということもございますけれども、もちろんニッカとも連絡を密に担当レベルでして、きちんとそういう状況が見えてきた、または具体的な動きが見えてきた時点で対応策を考えていくということをしていきたいと思っております。

○8番（吉田浩一君） その点は仮説の質問だということで、そうですね。確かにそうなのですけれども、どちらにせよワーキンググループではそういう意見が出ているのですけれども、余市町としてもどういうふうに考えているのか。これは予算委員会でも、答弁はもらっていないのですけれども、発言はしているのですけれども、去年の町長選挙において町長も副町長も道の駅ということに関しては再編をしなければならない。そういう中でやっぱり具体的にどこかに引っ越しをしたいのか、引っ越しをするのか。その場合、やっぱり引っ越し先というのが必ずあるのです。だから、予算委員会では私は旧協会病院跡地がいいのではないかとやったのだけれども、一般的には高速道

路が開通したので、あの近くというのが圧倒的な、意見としては多いのではないかなと思うのですけれども、町の執行部として、町長は仮に引っ越すとすればやっぱりどこがいいのかなと思っておられるのか、この辺はどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、吉田議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

今具体的な場所というのは、今後いろいろなさまざまな調査を経て考えるべきだと思いますが、移転に当たって考えなければならないポイントというのはやはり交通の動態がどう今後、今かつてと比べてどう変わったのか、そして今後10年、20年先を見据えた際にどういう交通の動線ができてくるのかをきちんと精査して場所は決めないとならないというふうに考えております。現在の道の駅、宇宙記念館ですけれども、20年前に建ったわけですが、当初の予測では来訪者数30万人という見込みで割り出してきたわけですが、現時点では3万人にも満たないというような状況になっていると。さまざまな社会的要因があるとは思いますが、当時の見込みについてどうこう言うつもりありませんが、先を見据えたきちんとした位置を選ぶということをしなければならない、いずれにせよ必要だと思っております、そのための調査を行いたいということでございます。

○8番（吉田浩一君） これは当時の役場職員の方の話として、道の駅をつくるに当たっては今の場所については、当然道の駅ということで申請するには北海道や国に対して認めてくださいという、それをしなければならない。そういう過程の中で要するに上部団体から何であんなところなのよと、そういうふうに結構言われたというのです。国道には確かに面しているのですけれども、国道229号線ということで主要国道とはちょっと一部違うところなのですけれども、当時余市町はなぜそれで押し切ったのかといたら、やはり中心商店街に人を呼び込むためにあそこにするのだと。

これは多少無理な論法だったのかもしれないけれども、そういうコンセプトがあったのだよと。それで、当時それで押し切ったというふうに聞いています。であれば、先ほど町長が言われた今後の交通の動線というのを見なければわからないというのも確かにわかるのですけれども、中心商店街にいかかにして町なかの人に呼ぶのかということもやっぱり考えていかなければならないことではないのかなと思うのです。だから、その点はどういうふうに考えているでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、吉田議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

中心市街地に人を呼び込むために道の駅をあそこに設置したということでしたが、その点の意見に関しましては産業建設常任委員会でも出ておりますし、私も論点として把握しております。本件に関しては、実際にデータで余市を訪問する方がどこを訪問するのかについて数値で見れば回答は明快だと思いますけれども、大体120万人の余市町来訪者がいる中で、その半数がニッカウキスキーなわけです。道の駅を訪問する方というのは、先ほど申し上げたとおり、3万切っているというわけでございますが、ニッカウキスキーの場所、どこにあるかという町の中にあるわけです。ですから、道の駅は町なかへの集客施設としてはやはりやというか、機能していないというふうにデータ上は見ることもできるというわけでございます。すなわち、ニッカウキスキーが町内中心地にあるので、ここを、もちろん商店街の各努力によりますけれども、連携など、ニッカに来た60万人の客を各商店街に流すだとか、そういう政策によって中心市街地の空洞化は防げるのではないかというのが私の考えではございます。

○8番（吉田浩一君） 町長がそういう考え方を持っておられるというのは、今初めてわかりました。

となると、必然的にそれではそういう本来の、

要するにオープンした当時の集客とは違う形でこれからつくっていききたいと考えているということですね。そうでもないのかな。ただ、そういうふうになってくると、当然郊外というふうになれば、私が旧協会病院跡地と言ったのはそのところは要するに旧協会病院も含めて、登川を挟んでいますけれども、その向かい側も余市町の土地であるということで、今道の駅がどれぐらいの規模が必要なのかということも1つあるのでしょうか、少なくとも土地を買うというその資金面は既存のものを使えばかからないですよ。これを新たに全く違うところに移設するよというふうになると、それなりに、特に郊外になるということになると相当な面積が必要でしょうし、それなりの資金も必要になってくる。それが果たして資金の問題ということでも、その辺は町長含めて財政のほう皆さんプロでしょうから、支障なく計画は立てるのでしょうかけれども、そういう資金面ということも含めてそれは何とかなるというふうに考えておられるのですか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、吉田議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思います。

吉田議員、前回も質問でおっしゃいましたけれども、旧協会病院跡地はどうかということでございます。先ほどの中心市街地という観点からは場所を主張されているので、私も理解はするところでありまして。他方で、道の駅としての機能を見た場合、やはり今回の移転の論点もそうですけれども、駐車場に関する土地がある程度必要だということになっております。道の駅の平均的な規模というか、ヘクタールでいいますと大体4ヘクタールぐらいの土地を平均で使っているということがあります。協会病院跡地については、その半分ぐらいしかないわけで、なかなかスペースの面でも難しいのではないかとというふうに、道の駅の場合ですけれども、別のものであればまた別ですけれども、というふうに考えているわけでございます。



また、先ほど来答弁しておりますが、きちんと将来を見据えた動線がどうなるのかというのを念頭に置いて道の駅というのは設計しなければならないというふうに考えているわけでございますが、資金に関してはかつてと違い、今さまざまな手法が出てきているわけです。官民連携ですとか金融機関を巻き込んだプロジェクトファイナンスのさまざまな手法があるわけでございまして、その点町が単費だけでやるというのはなかなか余市町の財政を見ても想定できないものでございますので、その点調査も踏まえて、道の駅自身がきちんと収益を上げられるような体制を構築していくというようなプロジェクトにすべきだというふうに考えているわけでございます。

○8番（吉田浩一君） 道の駅自体で何とかやっていけるような手法と運営をしていきたい。なるほどねというふうに思うのですけれども、そのほか、確かに今はドライブ観光ということで道の駅が中心になっているのですけれども、当然これから人口もだんだん減っていくでしょうから、車の台数もだんだん将来的には減ってくるだろう。そういうふうになってきたときには、やはり既存のJRだとかバスだとか、そういうところもいろいろなふうにして関連して考えていかなければうまくないのではないのかなと思うのです。ですから、この辺はたまたまバス会社も余市にあるのですから、例えば道の駅にバスターミナルをつくるだとか、そういうこともやっぱり必要になってくるのではないのかなと私は思うのです。なおかつ、高速道路が正式にいつ余市から先が延びるかかわからないのですけれども、話では余市から向こうはただになると。無料区間だということになれば、可能性としては余市におりなくなる可能性もあるのではないのかなと思うのです。そういうところも含めて、いろいろなバス会社だとかJRもありますので、その辺含めて考えていく必要あるのではないかなと思うのですけれども、その点はいか

がでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、吉田議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思います。

もちろん今後の公共交通機関の動態も踏まえながら設計するというのは、私も同意見でございます。その点、先ほど言及されていた高速道路に関してですけれども、余市インターまでがネクスコが整備するので、有料、その先は高規格道路なので、無料ということでございます。例えばパーキングエリアとかの状況を見ますと、最寄りのパーキングエリアが金山でございまして、ここはネクスコが整備しているところ。余市が終点なので、倶知安まで2030年ごろまでには延びるという話を聞いておりますが、金山から先はずっとパーキングエリアはない状況でございます。そういう状況踏まえて考えますと、終点の余市にネクスコの予算でパーキングエリアを整備するということはないでしょうし、そこから先高規格道路なので、高規格道路は乗りおり自由ですから、そのエリア内に開発局が自分の予算でパーキングエリアを整備するということもないわけでございます。こういうのを踏まえて、いずれにせよ余市から先は無料なので、余市でおいてもおりなくても同じなわけです。だったら、おりて余市に寄るほうがいいというような判断もありますし、また物流関係の事業者は高速代金を浮かせるために国道で余市までやってきて、そこから先乗るといようなパターンもあるでしょうし、逆に高規格で来て、余市から国道というパターンもあるでしょうし、さまざまなパターンが考えられるわけでございますが、いずれにせよいずれのパターンを考えても余市が交通の要衝になることは間違いのないというふうに思っているわけでございます。このような位置状況にもありますので、北後志のゲートウエー的な機能を果たすのも余市だというふうに思っているわけでございます。この点からきちんとバスやJRとも連携しながら、交通の結節点になるよ

うな道の駅になるのが非常に合理的なプロジェクトではないかというふうに私も考えております。

○議長（中井寿夫君） 8番、吉田議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

---

再開 午前10時55分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和元年第2回定例会に当たり、さきに通告した質問2件について答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

1件目は、鳥獣被害の実態と防止対策についてであります。近年本町は観光分野にも力を入れ、その美しい景観も含め本町の多面的な側面を生かしたまちづくりをさらに進めようとしています。他方で、エゾシカ、アライグマ、キツネ、カラス、トドなどの鳥獣被害による相談も寄せられているところです。昨年は全道的に計画的な駆除が進まなかった背景もあってか、町内各地で例年よりも被害に遭ったとお話も伺っております。心身ともに一番被害を受けるのは1次産業従事者の方々であります。景観上の観点、観光資源としての観点から考えてもこれは町全体にかかわる問題であり、包括的な取り組みを進めていくことが必要であると考えております。現在本町はこうした問題への対策としてどのような方向性を持ち、どのように対応しようとしているのか、また判明している範囲でどういった被害が確認されているのか改めて伺いたいと思います。

1つ、本町の農業、漁業の鳥獣被害の実態について。

2つ、鳥獣被害を防止するための計画の有無に

ついて。

続いて、2件目、子供の医療費助成年齢拡大について伺います。長年の住民要望でもあったいわゆる子供の医療費助成の対象年齢拡大に関する問題。2017年10月より対象年齢が拡大され、課税世帯であれば中学校卒業まで1割負担で病院にかかることが可能となりました。現行制度になっておよそ2年、この制度は対象世帯の方々から大変大きな反響があり、実施に向け働きかけた者の一人として万感の思いであります。しかし、これで終わらせたくはありません。今後の制度の方向性について対象世帯の保護者などによく尋ねます。現行の対象年齢までで一部負担をなくしていくのと助成年齢を拡大すること、優先すべきはどちらであろうかと。9割9分の方の回答は、現行制度の負担割合で高校卒業までとのことでした。子育て世帯の支援という観点で見た場合、現在本町はこの問題についてどういった考えをお持ちなのかお尋ねします。

1、本町の子育て支援、家計支援の考え方で見た場合、対象年齢拡大についてどういった考えを持っていらっしゃるのか。

2つ、後志20市町村を見た場合、現在高校卒業までの医療費助成を実施している自治体は幾つあるのか。

3、仮に現行の助成制度の負担割合をそのままに対象年齢を高校卒業までとした場合、追加で必要となる経費はどの程度であると推計されるのか。

4つ、高校卒業年齢までを対象とした場合、対象者は新たにどの程度ふえるのか。

以上です。答弁よろしくお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の鳥獣被害の実態と防止対策についてに関する質問に答弁いたします。

2点の質問ですが、関連がございますので、一括あわせて答弁いたします。近年の野生鳥獣を取

り巻く環境は、地球温暖化による異常気象や生息域の開発等により餌となる木の実等が減少していることから、その生息域や行動範囲が拡大し、市街地での目撃情報や果樹を中心とした農作物等への被害が多くなっております。被害の状況としては、エゾシカによる果樹木の萌芽や樹皮の食害、アライグマ、カラスによる果実の食害、ヒグマによる枝折れ被害、トドによる漁具等の破損、漁獲物の食害となっております。特にエゾシカは昨年11月に国有林内において誤射による職員の死亡という痛ましい事故に遭い、道内における国有林や道有林での狩猟入林の規制が行われたことから、駆除が進まなかったこともあり、本年春先に果樹木への被害が拡大しております。これらの対策といたしましては、猟友会余市支部の協力によるエゾシカ、カラス、キツネの一斉駆除を年6回実施するとともに、エゾシカや熊よけの電気柵とアライグマ捕獲のための箱わなを購入するなどの補助の実施、網、わな猟免許及び第1種狩猟免許及び猟銃の所持許可取得に伴う一部助成による捕獲員の育成と確保に関する支援を行っているところでございます。また、本町で策定しております余市町鳥獣被害防止計画に基づき関係機関での情報の共有化を図るとともに、必要な被害防止に取り組んでまいります。

2点目の子供の医療費助成に関する質問に答弁いたします。最初に、本町としての対象年齢拡大に関する考え方であります。乳幼児医療費助成につきましては、子育て支援の施策の一つとして子供を持つ親に対する経済的負担の軽減を図ることを目的に平成29年10月から対象年齢を小学6年生から中学3年生まで拡大し、実施しているところであります。さらなる対象年齢の拡大につきましては、財源確保など大きな課題があると考えております。医療費負担の問題につきましては基本的には国において統一的な制度化を図るべきと考えておりますので、今後においても関係団体等を通

じて国へ要望してまいります。

2点目の後志20市町村における高校卒業までの医療費助成の実施状況についてでございますが、現時点で高校卒業までを対象として医療費助成を行っているのは6自治体でございます。

次に、3点目の対象年齢拡大を行った場合の追加経費につきましては、推計で約600万円になると考えております。

次に、4点目の対象年齢拡大を行った場合の対象者数については、約450人でございます。

○14番（大物 翔君） まず、けもの話から伺ってまいりたいのですが、もともと農水省を中心にしてこういう部分については結構具体的な策をかなり昔からやっていたらして、最近でもそういうものがあるというのは私も確認して、ちなみに余市町にはそういう計画はあるのかなのか最初私もわからなかったのです。それで、ある農家さんのほうから何人か相談受けて、調べましたところ、計画はあったのです。ただ、どういうわけなのか、公表されていないと。見せてもらえないのですかと聞いたら、縦覧はオーケーなのですという話で、読ませていただいて、その書き写した控え私も手元にあるのですけれども、1つ謎なのが読ませていただいても特に公開してはいけない、したらまずいようなことは何も書いていないのに、何で公開しなかったのかなというのは謎なのですけれども、今後の話として、手続は必要なのでしょうか、これをホームページに載せるだとか、議会にもちゃんと通知して、町ぐるみで臨んでいくという姿勢に一步進めていくのはいかがかなと思うのです。といいますのも、冒頭の話でも申し上げましたけれども、一番被害を受けるのは1次産業従事者の方々なのです。なりわいにかかわる問題なので。ただ、近年観光という部分をだんだん育てよう今頑張っているわけではないですか。とすると、観光客をお招きしたときに食べ荒らされた畑見せて、すばらしい畑

でしょうと言ってもやっぱりまずいわけではないですか。あるいは、きれいな海ですねというふう  
に海獣被害でぼろぼろにされた海を見てもイメージ  
ダウンにもなってしまうという側面も出てくる  
と考えると、やっぱりこれは1次産業従事者の方  
々の問題だけでは決してないという点が1つ。そ  
のことについてはどうお考えなのかなというのを  
まず伺いたいのと、加えて各種分野私が資料見せ  
てもらった時点ではやっぱり海獣被害が一番大き  
いのです。設備がお金かかるというのもあるの  
でしょうけれども、ただ農水省のほうの大綱とか読  
んでいますと、数字として、件数として判明して  
いるのはほんの一部にすぎないのだということが  
概要版のところにてっかく書いてあるのです。そ  
れは、そのとおりでと思います。大したことない  
からいいやと報告していないものって結構あると  
思うのです。ただ、私が相談受けた農家さんもや  
っぱりリンゴの花の芽を鹿にむしられていたと。  
ところが、ことしどういうわけか木まで食べられ  
てしまったと。何とか木としては実をつけられる、  
生きている状態だったのだけれども、今後被害が  
ふえるようだったらえらいことになると。その方  
は電気柵の導入を決めたそうなのですけれども、  
この電気柵入れてどんどん困っていくというのも  
大事なただけれども、結局自分の畑は困えるの  
だけれども、けもの自体はいるわけではないですか。  
すると、隣の畑を食べに行ってしまったらやっぱ  
り農業被害が出るという、そういうもとを絶つこ  
とは残念ながらできないとなってくると、個々の  
農家さんから申請受けてやるというスタイルプラ  
スこちらからもうちょっと設置をお願いできませ  
んかということ働きかけていく。働きかけるだ  
けでは大変なので、もうちょっと一部補助上乗せ  
しますので、どうでしょうかという形で町全体と  
して1次産業資源を守っていくという姿勢をより  
鮮明にしていく必要があるのではないかなという  
ふうに私は考えるのですが、その点いかがでしょ

う。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に  
お答えさせていただきたいと思います。

1点目は農業被害があって、食い荒らされた畑  
や荒らされた海を観光客に見せるのは忍びないの  
で、その点どう考えるかという趣旨だったと思い  
まして、2つ目は町全体で取り組んでいくべきで  
はないかというご質問だと理解いたしました。こ  
の点に関しては、農業被害、漁業被害で産地が荒  
らされることは私としてももちろん見るにたえな  
いわけで、その点は別に特段異論があるわけでは  
ございません。余市町といたしましては、きちん  
と担当部局で農家さんや漁師さんたちと連絡を密  
にとり合っておりまして、被害の相談があったら  
その都度担当職員が対応しているようにするわけ  
でございます。

町全体で設置を促すということに関しては、も  
ちろん財源の話もありますが、基本的には各畑の  
所有者が相談していただくということベースに  
やっているわけでございますが、補助金上乗せし  
てお願いするということまでは今のところ担当レ  
ベルでも考えているわけではございません。もち  
ろんこれには財源が絡むし、所有の問題もありま  
すから、そういう論点があるということございま  
す。

○14番（大物 翔君） ちょっと個人の財産なり  
団体の財産と社会的なという部分で難しい部分  
はあるし、お金の問題ももちろんわかるのですけ  
れども、ただケースは違うのですけれども、空き家  
が最近これに近い事態になってきたのではないか  
なというふうに思っています、もともとは建物は  
個々人の持ち物なのだから自分のお金で何とか  
しなさいとやっていたのだけれども、いろいろ事  
情があってなかなか撤去してもらえなくて、とう  
とう行政代執行の部分だとか、あるいは、これ危  
険性が判明した空き家についてという話ですけれ  
ども、公的に動くという事態にならざるを得なく

なってきたという部分もある。畑については必ずしもそうではないのかもしれないけれども、結局畑なり海というのは個人の持ち物であると同時に社会の財産でもあるという部分もあると思うのです。また、それを足がかりにして商いされている方というのは、1次産業従事者だけではなくて、いるわけではないですか。そこでやっぱり恩恵を受けているわけではないですか。となれば、そこに対する姿勢というの、お金の問題があるから、やすやすと言えないことではないのはわかっているのですけれども、必要なことなのではないかなというのが1つと、では具体的な対策はという話に今度移ってまいりますけれども、なかなか、ではどうしたらいいだろうねというふうに農家さんに相談していくと、やっぱり最後はけものを計画的に駆除していくしかないのではないかという話に大体なるのです。ただ、肝心かなめのそれをやる資格を持った担い手さんがなかなか不足しておると聞くのです。余市町なり後志管内でいいますと、狩猟の免許持っていて、そういうことに力をかしていただける方というのは全部でどのぐらいいるのかなというのがわかれば教えていただきたいのと、あとわなを余市町も多分貸し出ししていると思うのですけれども、余市町内でわなというのは今どのぐらいあって、それを仕掛けることができる資格を持っている方が余市町を含めて近隣のどの程度いらっしゃるかって、どのぐらいの規模で、年に6回駆除はしているとは聞きましたけれども、やっているのか、その辺もわかる範囲でお答えいただきたいと思うのですけれども、どうでしょう。

**○町長（齊藤啓輔君）** 14番、大物議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

1点目は、先ほどの質問とかぶりますけれども、きちんと社会で生産地を守っていくべきではないかという意見でございますが、その点、さっきも申し上げましたとおり、私としては特段異論はな

く、同意でございます。

次の質問の銃やわなの許可を持っている方の人数なのですけれども、現時点でのデータでは、猟友会の余市支部ですけれども、余市町在住の方の免許所持状況については銃の所持許可及びわな猟許可が13で、銃の所持許可のみの方が27名、わな狩猟のみの方が2名の計42名でございます。ご発言の中でなかなか手が不足しているのではないかという話もありましたけれども、余市にのみ関して言えば、さまざまな補助金で支持、支援というか、許可、取得の支援もしていることから、横ばいないしは維持しているということでございます。

**○14番（大物 翔君）** 北海道の環境局のほうからちょっと資料いただいてきまして、見たら、鹿について言えば頭数そのものは全体的には減少傾向にあると。これちょっと鹿のデータしかなかったんで、その話しするのですけれども、町長冒頭の答弁でもおっしゃっていたように、生息域が広範囲にわたり始めている。道の環境局によると、これまで渡島、檜山、後志、いわゆる南部と言われている地域だそうなんですけれども、というのは余り調査対象になっていなかったそうで、いただいた資料によると大体平成27年くらいからデータを本格的に、とり始めたかともとあったかは知らないのですけれども、載るようになってきて、推計2万頭から10万頭程度鹿でいけばいると。各振興局にもエゾシカの分野であれば専門の対策課だか班だかがあるそうで、そこは連携が可能ではないかという話。あと山を越えれば隣のまちからでも、けものに言わせればどのまちだろうが関係なしにやってきてしまう。とすると、周辺町村との連携も、これできるのかどうかちょっとわからないのですけれども、していく必要があるのではないかなというのが1つと、毎年の気候環境等々に応じて被害が発生する場所というのが、決まって大体この辺被害が出るというのもわかる一方

で新たに出てくる部分もあるでしょう。とすれば、被害分布図みたいなのというのは余市町は持っていらっしゃるのかなど。そういう地道にデータとりして、傾向としてこうなっているのだというものをつくっていく。もしそういうものをつくることのできるのであれば、それはやっぱり公開していく必要があると思うのです。というも、ちょっと違うけもの話にもなってくるのですけれども、例えばうちの近所でも最近カラスが巣つくっていて、カラスの巣あるから気をつけてくださいと言って、近々駆除かけるのだとは思いますが、先月の終わりだか今月の頭も余市の駅前のロータリーのところでカラスの巣ができていたということが起きた。だから、人間は生き物を分けて、対策を分けているけれども、けものからすれば関係ないと。どこにでも必要ならあらわれると。だから、それを資格も何もない一般の方が手出すというのは危ないから、余りしてほしくないのですけれども、そういうのをすぐ連絡できる体制があるのだよと、どうか情報下さいというふうにやっていくことで全容を解明して、それに向けて、お金と人の問題が一番大変だと思うのですけれども、対策講じていく体制をもっと強化していく。これは、やがて景観条例というものの策定にも多分つながってくると思っているのです。町そのもの、圏域そのものが大事な資源なのだという考え方にやがてなっていくのではないかなというふうに考えるのですけれども、その辺いかがでしょう。

**○町長（齊藤啓輔君）** 14番、大物議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思います。

余市町鳥獣被害防止計画に基づいて関係機関と情報を共有、連携を図って、今後とも被害対策に取り組んでいきたいと思っています。

**○14番（大物 翔君）** では次に、子供の医療費の話に移りたいと思います。

現行制度を高校生まで拡大しようと思ったらお

おむね600万円追加負担が必要で、対象となる人は大体450人程度ということなのですけれども、もちろん本当は国が一律的な制度つくっていかねばいけないというのは私も全く同感で、中学校卒業までお願いしますと求め続けたときもやっぱり同様の答弁があって、私もそこにそれは同感だという話をしていたのです。ただ、残念ながら今子育て世代と特に子供と高齢者の部分というのが社会的にも大変私は見ていてつらいなと思うことがすごくふえてきているのです。私昔から思っているのは、子供と高齢者が安心して暮らせる町や社会というのはきっと誰にとってもいい社会だというのが基本的な考え方なのです。お金をなかなか出していくというのは大変なことではあるのは承知しているのですけれども、ただやっぱりこの分野というのは取り組んでいかねばならぬ問題だと思うのですが、再度その辺いかがでしょう。

**○町長（齊藤啓輔君）** 14番、大物議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

さきに申し上げましたとおり、平成29年から中学校3年生まで拡大して実施しております。本件に関しては、国が一律的な制度化を図るべきというのはこれまでどおりのラインでございますが、財源確保等の問題もありますので、関係機関を通じて国に要望してまいりたいと思います。

**○14番（大物 翔君）** その上で追加で伺うのですけれども、例えば現行制度、中学生までですけれども、1割負担をなくした場合、公費の負担でというふうにした場合ってどのぐらい追加でかかるのかなというのが1つと、年齢を高校卒業の年齢まで拡大して、かつ負担なし、要は無料化という状態まで持っていった場合、追加としては、さっき部分拡大で600万円でしたけれども、全体でどのぐらいにそれぞれなっていくのかというのも改めて伺いたいのですが、お願いします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 14番、大物議員の質問に再度お答えさせていただきたいと思います。

現行の中学生で負担なしにした場合の追加が約900万円、高校生まで拡大して負担なしにした場合の追加額が1,700万円です。

○14番（大物 翔君） ただ、高校1年生から高校3年生までは無料化すると追加で1,700万円と、試算上そうなっていると思うのですけれども、実際にはそんなにかからないと思うのです。といいますのも、小学校までだったのを中学校まで上げてくださいという話をしていたときに幾らかかりますかと言ったら、最初五千数百万円と言われたのです。それはないでしょうという話をしていたら、それが3,600万円ぐらいになり、最終的に半年分で27年から始めたときに1,800万円です。これは、たしか27年9月の定例会で。ところが、実際には翌年度、満度でやるといった場合に何ぼかと言ったら1,000万円切っていたはずなのです。それが倍以上になるというのはちょっと考えづらいなというふうに思うのですけれども、どういう根拠でその試算で成り立っているのか教えてもらえますか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

本件試算に関しては、厚生労働省が公表する資料、各年齢階級別当たりの医療費に基づいて算出したものでございます。

○14番（大物 翔君） ということは、国のモデルをベースにして計算したと。余市町の実態というよりはベースとなっているのはあくまでそっちなのだよと、それはわかりました。ただ、この分野への手当てというのはきっと早いほうがいいと思います。厚生労働省のほうでもこれやったほうがいいよという、これ国の制度としてという意味でしょうけれども、声もあるけれども、まだ体制には残念ながらないとも聞くのですけれども、厚労省のワーキンググループの中にお医者さんたちも協議に入っているそうでした、その中で、何年か前に読んだレポートですけれども、や

っぱり病気というのは早期発見、早期治療なのだ。だから、早目に手をつけることでかえって医療費が抑制できるのだよという趣旨の発言をされている医療関係者の方がいらっしゃるのです。1つやってほしいなというのは、国にやってくださいというふうに今まで以上に強く言ってほしいと。町長おっしゃるように、国の制度としてやるべきだというのはそれもそのとおりなわけです。私として2つ目に求めたいのは、それが実現するまでは行政、自治体がここは頑張るべきではないかというのが私の持論なのですけれども、やはりその辺は財源等があるから、即答できないというのがあれなのです。その辺また再び伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

本件は財源確保などの問題があると考えており、今後も関係機関等通じて国へ要望してまいります。

○14番（大物 翔君） ちょっとくどいように申しわけないですけれども、町長としても人口はこれ以上減らしたくないと、できればふやしたいのだという趣旨の考えはきっと持っていらっしゃるのだらうなとは思っています。そうした場合に、それはお金のかかる話だから、そうやすやすとは言えぬよというのが正直なところだと思うのですけれども、やっぱりこの分野って大事だと思うのです。関係機関に要請していくのも大事です。それは絶対しなければいけないことなのです。ただ、一方でこちらも少しずつでももう一歩ずつ進めて、その上で言うてしまうのです。国がやってくれないから、必死にうち頑張っているのだけれども、どういうつもりなのだ、命と暮らしと健康を守るのが政府の仕事ではないのか、どうなのでしょうということも改めて訴えていく。やった上で言うというのがやっぱりより説得力を増す重要な要素になってくるのではないかなとは思っていますけれども、再度いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

さきの質問の中で、9割9分の方が現行負担割合で高校卒業までということでした。100人以上聞かないと99%という数字が出てこないで、非常によく聞いていらっしゃると思ひます。私、我々といたしましてもそういう求める方々の意見を適正に聞きつつ、財源の確保もありますが、検討してまいりたいと思ひます。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

昼食を含め、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時23分

---

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、野呂議員は通院のため退席の旨届け出がありましたことをご報告申し上げます。

一般質問を続行します。

発言順位3番、議席番号15番、中谷議員の発言を許します。

○15番（中谷栄利君） 私は、今定例会に2件の質問をしております。理事者においては要を得た答弁をお願いいたします。

1件目、余市運動公園陸上競技場におけるトイレ水洗化についてです。近年サッカー少年団など余市運動公園陸上競技場を利用して、大会など開催しています。大会になれば、関係者や応援に訪れる家族などで観客席がいっぱいになるほどです。しかし、隣接するトイレは水洗化されていなく、子供や女性からも利用しづらいなどの多くの声が寄せられています。このように人が大勢集まる陸上競技場にはトイレ水洗化が必要と考えますが、見解を伺います。

2件目、非核余市町宣言と米海軍第7艦隊音楽隊演奏会についてです。非核余市町宣言は、核兵

器が国際法違反、非人道的な不法な兵器であること、広島、長崎の被爆の惨禍を再び繰り返させない、核兵器の廃絶は人類の最も重要な緊急課題であることを深く認識し、核兵器廃絶への決意を表明し、宣言が制定されました。また、恒久平和主義に立つ日本国憲法は核戦争や核兵器を絶対に容認しないもの、非核三原則が将来にわたって完全に守られるよう全力を尽くすこと、あわせて全町民が一体となってこの宣言を推進することを表明しています。米海軍第7艦隊音楽隊揚陸指揮艦ブルーリッジは市民団体、労働組合などの入港反対の声を押し切り、2月8日から12日まで小樽港に寄港しました。2月10日には在札米国領事館主催、余市町後援で宇宙記念館において米海軍第7艦隊音楽隊の演奏会が行われました。平和を願う余市町民にとっても受け入れられないと非核余市町宣言の立場に立って、町民の平和と安全を守るためにも演奏会の後援を取りやめ、中止を求めて日本共産党町委員会と党議員団は申し入れをいたしました。どのような経過で演奏会が行われたのか、非核余市町宣言と相入れないことと思ひますが、答弁を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の余市運動公園陸上競技場におけるトイレ水洗化についてのご質問に答弁いたします。

余市運動公園内には4カ所のトイレが設置されており、そのうち陸上競技場付近の2カ所のトイレも含め3カ所が非水洗のトイレとなっております。そうした中、陸上競技場は陸上競技のみならず、サッカー少年団など各種団体の利用もふえている状況にあり、利用者から非水洗和式トイレの利用に対する抵抗感や老朽化についての声も寄せられているところであります。町といたしましては、既存施設の水洗化には多額の改修費用を要し、早急な改修は難しいことから、本年度陸上競技場用具置き場付近に簡易水洗トイレを2基新たに設置し、利用者のトイレの環境改善に取り組んでい



るところでございます。今後とも公園施設の環境改善に努めてまいりたいと考えております。

2点目の米国第7艦隊音楽隊演奏会についてでございますが、この演奏会の開催については在札幌米国総領事館の広報担当領事からの依頼を受けたものでございます。ブルーリッジは核兵器を搭載していないことから、本町としては音楽隊の来町が非核三原則に反していないと判断しております。

**○15番（中谷栄利君）** 陸上競技場のトイレの水洗化については、隣接するトイレの水洗化については本当に利用できない、まして味覚の祭典だとか、そういった大きなイベントでもないにかかわらず、ああいった人通りの極めて気になるような場所のところで簡易水洗が設置されたとしても、利用される子供や女性にとってはやはり耐えがたいものであると思います。人が大勢集まる、そういった陸上競技場だとか、そういったイベントのことを考慮した場合にはやはり余市町としても来場者に対するの便宜を図る意味でもこの際トイレの水洗化については必要ではないかと思っています。これまで予算委員会などいろいろな形で質疑を重ねてきておりますが、その関係もあって、簡易水洗トイレが設置されて、今担当課のほうでも便宜を一生懸命図って対応してくれてはおりますが、利用者の意向を聞いているということは私も確認しております。ただ、余市町がいろいろな形でこれからも多くの方を受け入れて、やはりいろいろなことで迎え入れるような立場で考えた場合、こういった老朽化や水洗化されていないトイレに関しては早急に手だてをすべきではないでしょうか。先ほど1回目の吉田議員の一般質問に対して道の駅について町長は施設の改修等については町単費、単独ではなくて多様な手段、方法があるというお話がありました。担当課も道に対してもさまざまな問い合わせをしておりますが、なかなか既存のトイレに対しての改修について困難で

あることも話は聞いております。町長の言われるさまざまな手法を通してこの水洗化を図るべきと考えますが、答弁をお願いします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 15番、中谷議員のご質問に答弁させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、既存施設の水洗化には多額の改修費用を要することから、なかなか町単費ではできないという事情もございます。おっしゃったとおり、さまざまな財源を見つけたり、また全体としての、陸上競技場や運動公園全体のランドデザインも考えつつこの問題は取り組んでいくものだと考えているところでございます。

**○15番（中谷栄利君）** 私ども聞いている話では、この陸上競技場に隣接するトイレでは旧式である、水洗化されていないということと同時に、やはりトイレの中で子供が閉じ込められてしまって、なかなか難儀したというお話も出ております。そういった中で、この陸上競技場でサッカー少年団でこの間余市教育長杯だとかさまざまな大会が行われる中で多くの方が訪れる、そういった余市町としての貴重な企画がサッカー少年団等で行われていますし、中学校での陸上大会でも陸上競技場を使用するものと思いますが、そういった中でトイレの改善というのはやはり早急な課題ではないかなと思います。この間町営駐車場のトイレの水洗化、昨年度の予算の中で行われた際にも予算委員会の中では順次計画的に取り進めたいようなお話もありました。この際、人が多く集まる陸上競技場、利用者のほうからもこういった声が出る中で早急な対応を道、またいろいろな関係団体の補助、交付など含めて環境整備を行うことが求められていると私は思います。これについては、やはりさまざまな財源がなくてもいろいろな知恵を出して、集まればできることであり、住民からの要求に対して財源がないからとして放置されてしまっただけは、放置とは言いませんが、簡易水洗を置

いて対応していることもそれにふさわしいことになりしますので、知恵を持ち合って、いろいろな補助だとかも含めて執拗に検討を重ねていけば可能ではないかと思いますが、そういった対策願いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと思います。

さっきの答弁でも答弁いたしましたとおり、さまざまな知恵を出し合って、トイレの環境改善に取り組んでいるところでございます。その一つに陸上競技場の更衣室に案内するというようなことも担当課のほうでやっているわけでございます。さまざまな知恵を出し合うということでしたが、我々としてもさまざまな知恵を出し合っているわけですので、そのほかに何かいい知恵があったらぜひ担当課のほうにお寄せいただければと思います。

○15番（中谷栄利君） この問題については、これからも住民運動とあわせて運動して、いろいろな意見、そして協議を重ねていくことにしたいと思います。

次に、2問目の質問について移らせていただきます。ブルーリッジが核兵器を搭載していないものと判断して、宇宙記念館で行う音楽隊について演奏会を行うことになった、こういった経過の説明です。

そこで、町長にお伺いしますが、アメリカ第7艦隊音楽隊の音楽隊としての目的はどのように考えていますか。演奏会として行うことはどのような目的として考えているのかお尋ねしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員のご質問に答えさせていただきます。

米国第7艦隊音楽隊の演奏会の目的は文化交流です。

○15番（中谷栄利君） 私は今回質問の中でどのような経過で行われているのか、その経過につい

てお話し、答弁していただきたいということになっていますが、核兵器が搭載していないもののみ演奏会をやるというふうになっております。

そこで、お尋ねしますが、核兵器が搭載していないことを通して小樽市と綿密な連絡調整などされていたのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員のご質問にお答えします。

経過については1問目の、さっきの答弁でも答弁いたしましたが、在札幌米国総領事館広報担当領事からの依頼を受けたという経緯で行ったということでございます。小樽市との連携はしていません。

○15番（中谷栄利君） 予算委員会で配付された資料で一応どのような経過というのは私どももわかるわけです。在札幌米国領事館が余市町を訪れて申し入れ、しかも口頭による申し入れを行われたのは1月28日10時50分でございます。非核余市町宣言は、核の廃絶を願う恒久平和、全町民が一丸となってこれを推進していく、そして子供たちにも平和のまちづくり、その推進事業として核兵器の恐ろしさについて、子供たちを派遣し、その恐ろしさについて見て学ぶ、あるいは体験者の話を聞くなど、そういったことを行っております。ここでなぜ小樽市との連携、どのようになっているか。小樽市でも報道等による情報によれば核兵器が搭載しているかどうか、港湾が使用できるかどうかの3項目の3番目について核兵器搭載の有無を確認することが港湾に寄港しても構わないと判断する項目になっています。外務省にブルーリッジが核兵器を搭載する能力がない、そしてあわせて非核三原則に基づいて核兵器の持ち込みがないものと判断するというを確認の上、小樽市が寄港を判断しました。ブルーリッジに関する旅行代理店、そして並びに小樽港の長に対して文書等で公表、発表したのは2月1日でございます。なぜ1月28日の領事館の申し入れに対して2月1

日、小樽でさえ核兵器の判断、持ち込みしてないかも外務省を通して再度確認して、発表して、寄港オーケーしたのが2月1日であるにもかかわらず、そのような先になって余市町が後援を進めて、音楽隊の演奏会の日程なども決めるような運びになったのかお尋ねします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきます。

本件は、ブルーリッジが小樽に入港しなければ音楽隊の演奏も成り立たないわけです。ですから、入港が前提なので、それは小樽市の判断なので、そちらでももちろん入港が判断されたということであれば、この音楽隊も入港、成立しないということでございます。すなわち、小樽云々に限らず、余市は余市で音楽隊の演奏について調整をしていたと。しかし、入港の可否は後の時点であったとしても、それはそもそも入港できなければ音楽隊の演奏自体成立しないものですから、ここで非核三原則と音楽隊との演奏会の開催についての特段の理論的帰結にはならないと考えております。

**○15番（中谷栄利君）** 私のこの質問に際して最初の町長の答弁は、米国領事館の申し入れとブルーリッジが核兵器が搭載していないもの、そのことで対応したという答弁ありました。今の答弁は、やはり小樽でさえ核兵器搭載かどうか、ブルーリッジが搭載能力がないということはわかっていますが、外務省でも再度念を押して確認の上、2月1日によりやく文書で公式に発表しております。そういった中でどのような経過でやっぱりこの音楽隊の演奏会やるようになったのかというのは、ブルーリッジの音楽隊をどうしても呼びたいという余市町の町長の思いが強かったのではないのでしょうか。どうですか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 15番、中谷議員のご質問に答弁させていただきたいと思っております。

本件の経過は、さきにもお伝えしたとおり、札幌の米国領事館の担当の依頼を受けたものでござ

います。ブルーリッジの核の搭載と本件音楽隊の演奏は何ら関係がありません。なぜならば、仮にブルーリッジが例えば小樽に入港しなかったと仮定します。その場合、横須賀から来た場合、そもそも日本に入っている音楽隊は来るわけですから、音楽隊自体が核兵器を持っているわけではないですよ。こういう意味から音楽隊の演奏と非核三原則をリンクさせるのは論理的に飛躍していると言わざるを得ないということです。

**○15番（中谷栄利君）** 最初の質問で町長は音楽隊は文化だという話も言われました。ただ、やはりこれだけ核兵器や戦争のことに対しての脅威の中で非核余市町宣言がしかも議会決議で平成2年に議決されている。その後非核、平和の町を推進する事業として行われてきているということも述べましたが、やはり本町としても核兵器の脅威は絶対に許されない、恒久平和、そのことが町の平和を求める基本となっているはずですが、しかも、ブルーリッジは小樽港に10回、アメリカの艦船が小樽港に入港するのはブルーリッジの今回入れて82回目、やはり音楽隊そもそもよりもそういった艦隊が商業港である小樽港をいざ緊急時に米海軍が利用しやすいような既成事実をつくっていく、そのための小樽港にしていこうという、そういう動きが明確ではないでしょうか。ブルーリッジは、1980年から小樽港に入港、10回目ということです。音楽隊の目的については、町長もいろいろ言われておりますけれども、私ども議員団として申し入れたときには軍隊の音楽隊は軍隊の士気を喚起し、同時に住民に軍隊の存在を示し、音楽を通じて軍隊の親密感を養い、協力的な意識を持たせる、そういったことが目的であると思っております。そういった中でやはり平和を望む余市町としてもそういったことに対しては敏感でなければなりませんし、小樽でさえそのような慎重な態度で行った。そういったことについて、住民の命と健康を守る、平和を守る町として町長はなぜ第7艦隊音

楽隊の演奏会をやるようになったのかあわせて聞いておりますので。しかも、ブルーリッジは、先ほど言いましたが、10回目ですが、今回余市町で音楽隊の演奏会やるのは初めてです。それもあわせて、先ほど来言っていますけれども、1月28日に領事館が申し入れしておりますが、1月20日には区会等の新年会の席上でも町長は第7艦隊の音楽隊の演奏会についてやることを住民に、来場者にアピールされております。そういった中で、そういったことあわせ持ってどのような経過でこの音楽隊の演奏会やることになったのか。この非核余市町宣言と、そして子供たちに平和の希求、恒久平和について学びを広げる、その自治体としてどのように判断するのか。それもあえて文化と言いつすのですか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきます。

論点まとめさせていただきますと、小樽市が文書でブルーリッジの入港を可としたのは調整以後だがどういう経緯かということがまず1点だと思いますが、その点はもちろん在札幌米国総領事館とブルーリッジが入港した際には音楽隊、余市でどうかという打診を受けて、以前から調整していたということで、最初の答弁に戻るとおり在札幌総領事館の依頼を受けて、その結果余市が音楽隊の演奏を実施したということ、それ以上でもそれ以下でもありません。非核三原則とブルーリッジの関係については、我々は別に非核三原則を否定しているわけでもないし、もちろん恒久平和を希求する、住民の健康と安全を守ることは余市町の自治体としての使命である、これは別に異を唱えているわけでも全くない。他方で、議員おっしゃるとおり音楽隊の演奏が戦争につながる、危険にさらすということに関しては私は同意できません。理論的に飛躍しています。そういうことでございます。

**○15番（中谷栄利君）** こういった一つ一つがや

はり大切なことなのです。非核余市町宣言が行われた平成2年のときの状況と今世界各地で、しかもアジア地域、東アジアの中で平和のための努力が重ねられていますが、そういった中で米艦船が日本に準軍港化を目的に来る、そういった中で市民団体も含めて82回目の寄港になることに対して平和な町、小樽にとっても、商業、小樽にとっても相入れないという形で反対しております。この余市町だって同じです。余市町の港に軍艦が来られるかどうかというのはまずもって難しいと思いますが、平和な港であってほしいし、平和な町であってほしい、そういった願いを持って非核余市町宣言がうたわれて、平和を願う事業が進められている。それは、余市町として子供たちに対して憲法にうたっている恒久平和主義をもって戦争の脅威、核兵器の脅威を伝える、そういったことを軸にして平和をたつとぶ人間を、人を育てていく、そういう観点があるわけです。しかし、この第7艦隊音楽隊は今回が初めてであり、そういった願い、宣言を持っている余市町としてやっぱり受け入れられないし、何よりも平和を望む核兵器の恐ろしさを知った子供たちの学んだ瞳に対して、平和を望む声に対して町がきちんとした対応しなければならぬと思いますが、その辺で1月20日の区会新年会でのリップサービスも初め、1月28日の口頭による受け入れ、そして後援となった音楽隊の演奏会、そういったものに対しても私は真実、平和を求める子供たちの目にやはり真摯に向き合うべきだと思います。今後このようなことないよう願うものですが、答弁をお願いします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 15番、中谷議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

ちょっとおっしゃっていることがわからないので、まとめさせていただきますけれども、要は今回の音楽隊の演奏は平和を求める子供たちの気分も害したという趣旨だったと理解していますが、実際に子供たちの反応を見られたのかわかりませ

んけれども、恐らく見られていないと思いますが、実際に今回の演奏会には多くの子供たちが来られたわけでございます。その中には中学生のプラスバンド部もたくさんいたわけでございます。そういう子供たちの反応を見ますと、世界トップレベルの音楽に触れて、感動して涙を流している子供たちもいたと。その後英語を使ってきちんとコミュニケーションをとったり会話をしていたということも見受けられました。本件は、核兵器とは全く関係のない文化交流でございます。しかも、子供たちの未来に向けて本件が平和を害するとは全く思わないわけでございます。その点中谷議員と私との間では議論の平行線をたどっているわけでございますが、我々は、繰り返しになりますが、米国総領事館からの依頼を受け、ブルーリッジ、そもそも核兵器搭載能力がありませんから、その点も踏まえて文化交流であることを前提に余市での開催を認めたと、そういうことでございます。

○15番（中谷栄利君） 最後確認します。

町長は何をもってブルーリッジが核兵器を持っていないか、それを判断したのか。小樽は、先ほど来言っていますが、外務省に問い合わせの上、確認して、発表したのは2月1日です。小樽市とも連携も何もしていない中で、何をもって核兵器搭載はないと確認の上、非核余市町宣言の中で音楽隊の演奏会やったのか、何を確信されたのかお尋ねします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

時間軸についてのご質問でございますが、ブルーリッジの入港は小樽の話であって、まずそもそも余市町の話ではないということをご指摘しておきます。本件の経緯は、ですからそもそもブルーリッジが核兵器持っているか持っていないかの観点はここでの論点にはならないわけです。もちろん核兵器搭載能力を有していないということは周知の事実で、私も基本知識としては知っているわ

けでございますが、小樽市は念のためそれ確認したということですが、それと本件の音楽隊の実施とは特段論理的な帰結にはならないわけでございます。そもそも、仮にですけれども、そういうことはあり得ないですが、ブルーリッジが小樽市から入港を許可されなかったということであれば、本件の音楽隊の演奏も成立しなかったわけですから、そこは特段小樽市と連携をとり合っていなかったとしても音楽隊の演奏とブルーリッジの入港とは別物として考えればつじつまが合うことでございます。非核三原則と直接に音楽隊の演奏をリンクさせている主張でございますが、我々としてはそもそも文化交流ですので、音楽隊の訪問がなぜ非核三原則に違反するのか全くもって理解はできません。

○議長（中井寿夫君） 中谷議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

---

再開 午後 1時44分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位4番、議席番号13番、安久議員の発言を許します。

○13番（安久莊一郎君） 余市町議会第2回定例会に当たり、一般質問を行います。2件行います。

1つ、町民の命を守ることと憲法第9条改憲について。安倍首相の憲法第9条改憲案は、第9条の2として自衛隊の存在を明記し、第9条が禁止している陸海空の戦力の保持、交戦権を認めさせようとするものです。そうなれば、戦力として自衛隊は安政法制、いわゆる戦争法のもとで米軍とともに世界のどこへでも出かけて行って、武力行使ができることとなります。これまで自衛隊員が海外で一人の外国人を殺すこともなく、みずから

の命を落とすこともなく、憲法のもとで平和であった日本が壊されることとなります。町民の命と暮らしを守るべき自治体としても看過できない重大な問題と考えます。そこで、以下質問します。

(1)、政府は国を守る自衛隊として災害救助で活躍する自衛隊、他国からの侵略に抵抗する自衛隊をアピールしてきました。そして、交戦権を持たない、戦力ではない自衛隊は戦闘地域に派遣できないとしてきました。それも憲法第9条が存在しているからと考えられます。しかし、首相の言う憲法への自衛隊の明記はその歯どめがなくなり、戦争する国づくりに結びつき、住民の命を脅かすことになると考えますが、町長の見解を伺います。

(2)、今自衛隊員の充足率が定員に満たないと言われてしています。その要因として、少子化と隊員の任務が大きく変化したことが挙げられます。海外で命を落とす危険があれば応募が少なくなることは当然と考えます。そこで、自衛官募集のため政府は若者の名簿提出を自治体に強めてきていると考えられます。しかし、この依頼については2003年、当時の石破防衛庁長官が私どもは依頼をしているが、応えられないということであればそれはそれでいたし方ないと衆議院の個人情報の保護に関する特別委員会で答えています。この依頼は、法令に基づく根拠はありません。本町にはどのような依頼が来て、どのように対応しているのか伺います。

2、本町におけるマイクロプラスチック対策について。レジ袋やストローなどの使い捨てプラスチック製品が沿岸部や海に流出し、波や紫外線で細かく壊され5ミリメートル以下に微細化されたマイクロプラスチックが生態系や人間の健康に悪影響を与えると懸念されています。環境省の資料で北極や南極でも観測されたとの報告もあります。日本を取り巻く海域での密度は高く、国際的には2018年のカナダでのG7シャルルボワサミッ

トでは自国でのプラスチック規制強化を進める海洋プラスチック憲章に英、仏、独、伊、加の5カ国とEUは署名しました。しかし、日米は署名せず、日本政府は数値目標が義務的で年限が示されていること、産業界や関係省庁と調整できていないことを署名しなかった理由としています。マイクロプラスチックは有害物質の運び屋と呼ばれ、2018年の参議院経済産業委員会での我が党の岩淵議員の指摘に対し経産大臣は環境省がマイクロプラスチックに付着しているPCB等の有害物質の量を把握するための調査を実施中、経産省としても関係省庁と連携して必要な対応を検討してまいりたいと答えています。マイクロプラスチックの除去、削減は人類的な課題と考え、質問します。

(1)、海岸のプラスチックごみの清掃回収は海岸での強い日差しと高温によるマイクロプラスチック生成を防ぐために重要です。また、町で使うプラスチックの一部は川を経て海に流れ込みます。本町の対策を伺います。

(2)、根本的にはごみとなるプラスチックを減らさなければなりません。住民への啓蒙活動と国、産業界への働きかけが本町にも求められていると考えますが、見解を伺います。

(3)、町内の海産物のマイクロプラスチックの汚染度を調査すべきと考えますが、見解を伺います。

○町長(齊藤啓輔君) 13番、安久議員の町民の命を守ることと憲法第9条改憲についてに関するご質問に答弁申し上げます。

日本国憲法は我が国の最高規範であり、憲法を守ることは私ども地方自治を担う者の務めであると考えております。日本国憲法のあり方については、国政の場で議論すべき課題だと認識しているところでございます。

次に、自衛官募集事務に関する名簿の提出についてのご質問に答弁申し上げます。本町には自衛隊札幌地方協力本部長より自衛官及び自衛官候補

生の募集のために必要な募集対象者情報の提出に関する依頼及び住民基本台帳の一部写しの閲覧請求に関する請求の2種類の文書が来ているところでございます。対応については、閲覧請求についてのみ住民基本台帳法の規定に基づき名簿の閲覧を許可しているところでございます。

2点目のマイクロプラスチック対策についてでございます。初めに、海岸のプラスチックごみ清掃回収でございますが、栄町農地海岸において年2回漂着物を含めたごみの回収作業を実施しており、さらには余市川クリーンアップ作戦など数多くの団体により砂浜や海岸や河川の清掃美化活動が取り組まれているところでございます。先日軽井沢で行われたG20エネルギー環境大臣会合でもプラスチックごみの削減が合意なされたところがあります。本町としてもマイバッグ運動によるレジ袋の削減やリサイクルの推進を継続的に行うことはもとより、町民に対するマイクロプラスチックの原因となるプラスチックごみ排出抑制についての啓発などについて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

本町における海産物への影響については、マイクロプラスチックによる海洋汚染は身近な海洋生態系に影響を及ぼす重大な環境問題であると認識しているところであり、今後国における調査結果を注視するとともに、余市郡漁業協同組合など関係機関と連携を図り、実態の把握に努めてまいりたいと思っております。

**○13番（安久莊一郎君）** まず、この9条の改憲の問題からお聞きしたいと思うのですが、国政でそれ議論されるべきだという回答なのですが、やっぱり自治体の首長として住民の命を守るということが一番大切なところだと思うのです。それで、よく安倍首相の言っているこの9条改憲、先ほども述べましたけれども、自衛隊を明記するということなのだと思いますけれども、そのことによってやはり今まで自衛隊は戦力ではないとい

った歯どめ、それから交戦権はないという、そういう歯どめが、憲法9条の中に自衛隊の存在が明記されるということは実力部隊である自衛隊が合憲ということになってしまいます。その影響は憲法の9条1項、2項が存在しても、特に2項があってもそれがなきものとなってしまいます。だから、これは国の問題というよりも全国民の問題であるし、特に町長として町民の命、生活を守るという立場からいえば、この9条の問題というのは避けて通れないと思うのですけれども、その辺について再度見解を伺いたいと思います。

**○町長（齊藤啓輔君）** 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきます。

住民の命を守る、安全を守るというのは自治体の長としての当然の責任であると思っており、その点に異論はございません。他方で、自衛隊が違憲、合憲かの議論については私の立場で答えるべきものではなく、そもそもその解釈上の憲法論議がありますから、この場で議論すべき話ではないので、答弁することはできません。

**○13番（安久莊一郎君）** そうやって言われると思うのですけれども、本当国政の問題ということで避けるのではなくて、この問題については町長としてもやっぱり自分の考えを出していただいて、そしてそれについて議論を深めていくと。先ほど非核宣言の問題でも取り上げられましたけれども、平和な日本ということは平和な余市町ということと結びついているわけですから、そこはやっぱり避けて通ってはならないと思います。一方で、戦後続いてきたこの憲法9条のものの平和な日本、そのもとで我々生活しているわけなのですが、そのことをやっぱりきちんと後世にも伝えていくということが大事だと思いますので、これ以上言っても町長と何か議論がかみ合わないと思いますので、またそのことはこれからも絶えず議論していきたいと思っております。

この問題とかかわって、自衛隊の応募の問題で

す。これは、非常に大事な問題だと思うのです。今まで閲覧で終わっていたところが今度は名簿提出、紙の資料で提出だとか、または18歳の若者の居住者、住民基本台帳に基づいて名簿のシールまで自衛隊のほうに、協力会のほうに渡しているところもあるわけです。ですから、そういうことはやってはならないことだと思うので、今まで余市町が取り組まれてきたこの閲覧という方式、これは今後もずっと続けられていくということで確認していいでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきます。

自衛隊募集に関する事務は、法令に定められている手続にのっとった形でやっているわけでございます。具体的には住民基本台帳法11条に基づいて閲覧を許可しているわけでございますが、法律があるので、我々は淡々と執行していると。以上でも以下でもありません。

○13番（安久莊一郎君） そこは、まず確認したいと思うのです。そして、なぜ私がこの問題を取り上げたかという、やっぱりこの余市町にとっても非常に重大な、非常に大事な問題をはらんでいるからです。私も戦争前に生まれて、まだ小さかったから、よく戦時中の状況というのは自分の体験としては少ないのですけれども、やっぱりそのときにいろいろお聞きしていますと役場、役所の仕事として兵隊として徴用するための名簿づくり、それから住民の家族関係だとか病歴、宗教、思想、特技、犯罪歴など、そういうのを調べて、軍に提出していたと聞いております。そういうことを繰り返さないということがまず大事だと思います。それから、よくドラマなんかに出てきますいわゆる赤紙です。召集令状、これも対象住民に届ける仕事、それから戦死されたときにその通知も行うと。それから、戦地に行った男の人たちのかわりに残った女性や子供、高齢者が戦時体制に組み込まれると、そういう歴史を繰り返してはな

らないと思います。ですから、特にこの問題を取り上げて、本当に戦前の日本に戻らないと、戦争する国に戻らないということが大事だと思ひまして、伺っているところです。

今何か今までずっと閲覧で済ませてきた市町村も今度は、先ほども言いましたように、名簿のシールとか住所のシールを提供しているところが京都府だとか、京都府下の市だとかにもあるということがあるのですけれども、一方で神奈川県葉山町というところの町長がこういうふうに言われております。法的根拠とした自衛隊法や住民基本台帳の法令解釈に不明瞭な点があると。ですから、2017年度から住民基本台帳から抽出した18歳の氏名や住所などの個人情報を書いた名簿の提出をやめるということを言われて、これはある新聞に、神奈川新聞に載った記事なのですけれども、こういうこともあります。ですから、ぜひとも余市町でそういうことがないように続けていってほしいと思います。

それで、2つ目です。今度はマイクロプラスチックの問題です。これ最近いろいろ、先ほどもG20とか、私はG7の話もしましたけれども、国際的に大きな問題になっております。ですから、この取り組みは非常に大事な問題だと思います。それで、1点目、海岸とか海に流れ込んでいるマイクロプラスチックの回収の問題です。いろいろ年2回の町としての回収、それからボランティア等のことでやられているのですけれども、実際にまだごみが完全に絶えずないという状態ではなくて、やっぱりごみの問題は海岸近くの住民からいろいろ苦情が出ています。そして、町内会通じた要望書の中にもそれが載っているところがあるのです。ですから、それをきちんとやると。この海岸の清掃にとってはやっぱり道が非常に重要な役割を果たすと考えますが、管理者は道でいいでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に



お答えさせていただきます。

農地海岸の管理者は北海道でございます。

○13番（安久莊一郎君） 道が管理者になっているということで、前の私の質問のときにも道のほうの責任ということで言われていましたけれども、そうなりますと余市町で一生懸命やられている部分もあるのですけれども、完全ではないと思うのです、ごみの回収が。それはやっぱり道に働きかけるというか、道に申し入れをして、道とも協議を強めていって、そしてこのごみの回収、特に今マイクロプラスチックという問題が出てきましたので、特にこれを強くごみの回収については取り組まなければならないと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきます。

質問の中でありましたマイクロプラスチックの除去、削減は人類的な課題と考えるという部分に関しては私も同意見で、それに対して異論はありません。他方で、回収について余市町がやるのか、道がやるのかという観点に関しては、視野がちょっと狭過ぎるかなという気がいたします。そもそも海流の影響でマイクロプラスチックは世界的な問題でございますので、もちろん各一人一人が努力することが必要ですけれども、国際的に取り組んでいかなければならない課題であると思えます。本町としての取り組みは先ほど述べたとおりですけれども、それ以外にも各種ボランティア団体の方が海岸清掃を行って、精力的にごみの回収を行ってくれているというような状況であります。

○13番（安久莊一郎君） だから、このマイクロプラスチックの問題が明らかになってきましたので、だから今までただ単なる海岸のいわゆる清掃というのですか、そういう段階ではないので、やっぱりこれについて、本当真剣にこのごみをマイクロプラスチックになる前に回収していくと、そ

ういうことが大事だと思うのですけれども、そういう意味で私は取り上げているのです。ですから、道が管理者であるのだったら道がやるのが非常に不十分であれば道に強く働きかけるというところが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきます。

繰り返しになりますが、私もマイクロプラスチック対策は必要だということに異論はないわけでございます。その取り締まりなのですけれども、もちろん道とも連携してやっていきますし、それだけではなくて、海流の影響なので、全世界に広がりますから、道のみならず世界的に取り組まなければならない課題だという認識であります。

○13番（安久莊一郎君） 世界的な問題であることは当然のことで、だから大問題になっているわけです。ですから、そのためにも町としてできることをやっぱりやると。道に働きかける必要は私は多くあると思うのですけれども、ですから道にも働きかけるし、やっぱり町も全力を挙げると、そういうことが必要ではないかと思うのです。そのことをちょっと再度念を押したいと思えます。

それから、2つ目の質問ですけれども、この問題、世界的に海流の中に大量のマイクロプラスチックが流れ込んでいるということが調査でも明らかになっているわけですから、まず根本的には使い捨てだとか投げられている、そういうプラスチックを減らさなくてはいけないということです。だから、やっぱりそのためにはまず余市町でできること、これは何かということで、先ほど町長も言われましたけれども、住民自身がそのことをいかに自覚するかということ、町を挙げての取り組みを考えなくてはいけないことだと思うのです。まだ始まったばかりで、この問題が今盛んにマスコミ、メディア等でも取り上げられていますけれども、これからの問題ですから、そのときに町が率先してこの問題、余市町はこの問題を率先して

取り上げているということを言われるぐらいの取り組みをぜひしていかなければならないと思います。そして、根本、発生源というのは生産者ですから、やっぱり産業界、それからもちろん国ですけども、そこに働きかけが非常に大事になってくると思います。そういう働きかけを町民挙げてやる、そういう仕組み、それをぜひつくってもらいたいと思っていますけれども、その見解を伺います。

**○町長（齊藤啓輔君）** 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきます。

先ほど申し上げましたが、町民に対するマイクロプラスチックの原因となるプラスチックごみの排出抑制について啓発、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

**○13番（安久莊一郎君）** ぜひ早急に取り組みを強めてもらいたいと思います。

3番目の町内の海産物に含まれているマイクロプラスチックの汚染度の問題です。これ研究者がいろいろ調べて、いわゆる身近な魚の中にマイクロプラスチックの汚染が明らかになってきています。町民の生活にとっても非常に重大な問題だと思います。これの汚染度を調査するというのをぜひやってほしいと思うのですけれども、これはもう取り組む準備はできているのでしょうか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきます。

町内に流通する主に海産物の中のマイクロプラスチックの調査ということでございますが、そもそも余市町に揚がる魚も含めて、スーパーに陳列される魚も含めて、海はつながっているわけですから、余市町だけやっても意味がないと思いますので、いろいろな関係機関と連携を図りながらやっていきたいと思っています。質問については、今はまだ準備はしていません。

**○13番（安久莊一郎君）** ですから、まず調査がないと、それと今、先ほども全世界的に汚染が広

がっているということも言われていましたから、余市町がどんな汚染かというのをまず調べることが大事だと思うのです。世界的な問題だからそこに任せて、余市町だけ、余市町は知らないというか、調査しなくてもいいのだということにはならないと思うのです。余市町のやっぱり汚染度をちゃんと調べる上で余市町の町民にもそういうこと明らかにすることが先ほどの2番目で言いました町民に対する啓蒙、この活動にも非常に大きな役割を果たすと思うのです。だから、実態を知らなければ対策は出てきませんし、まず汚染度の調査というのを、これをぜひ進めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきます。

例えば今余市港でブリが大量にとれておりますが、ブリ、回遊魚ですから、余市町で上がったブリであってもマイクロプラスチックを摂取しているのは別の海なので、それを余市町で調べる意味があるのかどうか私はわかりません。ですから、国際的にも含めて関係機関と連携をとってやっていくのがいいのではないかとこのふうに言ったわけでございます。啓発に関しては、今後も担当課も含めてきちんとやっていくつもりであります。

**○13番（安久莊一郎君）** 世界的に回遊しているから余市町だけ調べても意味がないというような答弁だったと思うのですけれども、余市町でどんな状態なのか、町民の生活にどんなかわりがあるのかと、影響があるのかということをやっばりまず調べるのが第一歩だと思うのです。だから、そこを抜きにして世界的な問題だからということで、何か余市町はその後についていけばいいということではだめだと思うので、そこをもう一回、汚染度を調べるということをぜひ進めてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 13番、安久議員の質問に答弁させていただきます。

マイクロプラスチックの汚染の重要性は私も十分わかった上で答弁しているわけですが、余市町単独で余市町の魚を調べるつもりはありません。他方で、関係機関と連携を図り、実態の把握に努めてまいります。

○13番（安久莊一郎君） 余市も率先して町民の命と健康というのを守るためには、まずやっぱりそういう実態調査、これは必要だと思うのですけれども、これ何か同じ答弁が来るのであれば非常に嘆かわしいと思うのですけれども、これ以上話が進まないのであればこれで終わりたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 安久議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

---

再開 午後 2時23分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位5番、議席番号5番、土屋議員の発言を許します。

○5番（土屋美奈子君） 令和元年第2回定例会におきましてさきに通告いたしました一般質問1件につきまして質問いたします。答弁のほどよろしく願いいたします。

町道大浜中登線から登・栄町地区の冠水対策について。町道大浜中登線から登、栄町方面へかけては、これまで広範囲での冠水被害が起きている地域であります。この要因の一つとして、降水量が多くなると登川の水位が地面より高くなることが考えられ、低地に水が流れ込むこと、水の出口がないことなどがあり、過去にはマンホールから水が噴き出す事態となったこともありました。現在この地域にある本町の下水道処理場と広域処理をしているし尿処理場との連携による事業が進め

られているところですが、大雨により通行どめとなった場合など影響はないのか心配をされるところです。昨今の気候変化に伴い大雨の頻度が増しており、この原因として地球温暖化の影響が指摘をされております。気温が上昇することによって大気中の水蒸気の量が増加し、より大雨となる環境となっており、今後ますます集中豪雨や局地的大雨の頻度が上がることが予想されます。国交省は、昨年洪水の起きるリスクが21世紀末ころまでに現在の4倍程度に達するという試算を出しておりますが、まさに全国状況を見ても大雨による被害はますます甚大に、また多発をするという状況にあり、対策が急がれるところです。以下、質問いたします。

この地域のこれまでの被害状況と本町の対策についてお伺いをいたします。

2級河川であることから、河川の対策は道の管轄と思いますが、整備状況についてお伺いいたします。

町道大浜中登線が冠水により通行どめとなった場合の影響について、特に下水道処理場とし尿処理場との連携事業に支障がないのか、検討はされたのかお伺いをいたします。

以上、お願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、土屋議員の町道大浜中登線から登・栄町地区の冠水対策についての質問に答弁いたします。

1点目のこの地域のこれまでの被害状況と本町の対策についての質問であります。2級河川登川における大登橋から旭橋の間の堤内地につきましては、これまで大雨などによる出水時において登川の水位が上昇することにより本川に接続している小河川の排水路が滞水、越流し、低い地域が冠水するなどの被害が発生しており、昨年7月4日からの大雨の際には農地などの低い土地や町道大浜中登線の一部が冠水したところがございます。本町の対策でございますが、発災時において

登川の逆流を防ぐため小河川や排水路に接続されており樋門などのゲートを閉鎖するなどの対応を行うとともに、樋門操作だけでは十分な冠水対策がとれないことから、移動式の排水ポンプを活用するなど排水対策を行ったところでございます。また、昨年度、路上における浸水対策として当該路線の低い箇所のかさ上げを行うとともに、パトロールの重点箇所に位置づけるなど異常気象時の道路の安全性の確保に努めたところでございます。

2点目の2級河川登川の整備状況についてのご質問でございますが、河川管理者であります北海道からは2級河川登川については昭和26年度より改修事業に着手し、河口付近から上流方向へ順次整備が行われ、平成13年度までに改修事業を完了していると伺っております。

3点目の町道大浜中登線が冠水により通行どめになった場合の影響についてであります。町道大浜中登線は生活道路として、さらには道道や国道5号、高速道路のアクセス道路としての重要性を認識しているところであり、住民生活や経済活動に影響があるものと考えております。また、下水道事業とし尿処理場との連携については、仮に昨年と同規模の災害が発生したとしても大川町側からの搬入は可能と考えているため、支障を来さないものと思っておりますが、さらなる排水対策に向け調査研究をしてみたいと考えております。

**○5番(土屋美奈子君)** ご答弁いただきました。今北海道の登川の改修工事が平成13年に完了しているという答弁でした。本町としては、昨年はポンプでの排水をして、そして低い箇所のかさ上げをしたという答弁がございました。これまで少しずつ対策を打ってきたわけですが、結局道の河川の改修が終わった後も、その前まで私ははっきり定かではないのだけれども、それほど大きな改善になっていないというか、結構な頻度でここ

の冠水というのは起きているのです。昨今のこの雨の状況、全国で大変な状況となっているけれども、気候の変化というものを鑑みるともう少ししっかりした対策打っていくときではないのかなというふうに思っています。平成13年の改修工事、これが終わってから、どうなのでしょう。どのくらい改善が図られたのでしょうか。やっぱり頻度は減ったのでしょうか。そのときの工事の内容というのは、町長は来られる前だったので、わかる範囲でいいし、担当課でも構わないのです、詳細な部分は、いいのですけれども、どれほどの改善が図られたのか。

それと、この改修工事のときに住民の方から聞いた話なのですが、昔です。昔は海水が津波なんかで上がってくるということを農家の人たちは懸念をしたらしいのです。その対策として川の中に海水が上がらないような封をした、段をつくっているというか、それがどうなっているのかなと私は今思うのだけれども、この工事のときにそこどうなったのかわかるかわからないか。わからなければあれなのですけれども、わかる範囲で。これが水が流れづらくなっている原因の一つではないかと地元の農家さんは言うものだから、そこら辺もしわかれればお願いをしたいと思えます。

**○町長(齊藤啓輔君)** 5番、土屋議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

改修が終わってからどの程度の改善があったかについてでございますが、改修後もさまざまな取り組みをしております。例えば登川に流入する小河川の排水路の河道の確保ですとか、土砂除去、草刈りなど維持管理をすることで登川の川の流れをよくするというのもやっております。それについて改修前、改修後でどの程度変わったのか、そして海水が逆流する、防止するダムを設置などについて、詳細は私手元に資料がございませんので、後日担当課から説明させていただきたいと思えます。

○5番(土屋美奈子君) 川の中の状況もきつともしかしたら影響があるかもしれないので、そういった地域の方がそう言うものだから、ちょっと調べてみてほしいなというふうに思います。

それと、今町長から答弁ありました川底の土砂の除去とか草刈りなんかをやっているということでしたけれども、これは本町がやっているのでしょうか。河川は2級河川なものだから、町でやっているのか、それとこれはいつころやっているのですか。年1回くらいはやっているのでしょうか。そこのところお聞かせいただきたいと思います。

○町長(齊藤啓輔君) 5番、土屋議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

河川の維持管理、土砂除去や草刈りなども含めて、管理者は北海道になっておりますので、北海道のほうで担当してやっております。その頻度に関しては、ことはまだやっていませんけれども、状況を見つつその都度北海道のほうでやっているということでございます。

○5番(土屋美奈子君) この冠水の広さというのは、まだ町長は見たことがないのかもしれないのですけれども、昨年見たかな、7月だから。どうでしたでしょう。すごく広範囲でいくのです。登、ここは農家さんがいて、登から栄町の登1番団地、2番団地と栄町のほうまで、旧航空学校の下のところまで、昔フルーツガーデンと言われたあっちまで、個々に住宅あるのですけれども、町営住宅なんかは本当に家に入れない状況、相当の浸水というか、あそこは低いのです、特に。あそこの住宅のところにとてもたまるのです。結局川のかさが増すから、ふだん小河川から、小さな川から川に流れ込んでいるものを逆流しないようにとめてしまいますよね。そうすると、流れ道を失った水が結局ポンプでくみ出しても追いつかないという状況が起きて、最近のこの集中豪雨だとかぐうっと一時的に強烈な雨が降るとどうにもこうにもならないような状況になるのです。これは、

毎回毎回ここに住んでいる人たちにしたら家の中ぐちゃぐちゃになるし、過去には水門を閉めた因果関係はどうかわからないけれども、トイレが流れなくなってしまって、逆流をしてしまったというか、排水にすごく支障を来したということ、これは登団地の人からも聞いたし、ちょっと離れた場所の人からも聞いたのだけれども、その因果関係はわかりません。でも、そういう話を聞いたのです。だから、ここはやっぱり重要な地域であって、本町の下水道処理場もありますし、もう少し力を入れてやっていただきたいというふうに思っているのです。例えばこれまで検討したことがあるかどうかわからないけれども、水をなるたけ地面に流し込むような仕組みというのは検討されたことがあるのか。例えば浸透ますだとか浸透性の水路だとか水の流れだとか、本町でそういった検討というか、されたことは過去にございますか。

○町長(齊藤啓輔君) 5番、土屋議員の質問に再度答弁させていただきたいと思います。

ご指摘のとおり、登川のほうがかさが高くて、小河川が低いという状況で樋門操作で洪水を防止するという処置をとっております。平成27年度に排水ポンプを購入して、それで排水をどんどん登川に戻すということで冠水対策を行っているわけでございます。ご質問の浸透ますについては、もちろんそれだけの冠水なので、浸透ますの効果もないというふうな判断をしておりますので、今まで検討はしていないということでございます。

○5番(土屋美奈子君) 浸透ますと、またそれとあわせて、検討したことないということですから、あれですけれども、水路というか、水の流れ、浸透性の。これは、この平成13年の工事が終わる前であろうと思いますけれども、土地の持ち主さんが昔自分で手掘りで、水の流れがどうしてもここにも流れないものだから、掘ったのがあるのです。そこも少しは解消されたのだらうと思う。いろいろな努力をそれぞれその土地の持ち主の人

たちはやってきていて、そこになるべく土にしみ込むような、雨水が流れ込むような、浸透ますだけではなくて、浸透性の雨水の水路、雨水浸透水路というのですか、そういったものだとか、例えばです。今下水道処理場が近くにあるわけだけでも、本町の下水道というのは多分生活排水を流し込んでいるのだけれども、昔、下水道が始まった大昔になると下水も雨水も一緒に流し込んでいたのです。それが下水道処理場の処理能力を上回った雨がいったときに処理されない水が排水されることがあった。だから、環境汚染のために、環境汚染対策として今は生活の排水しか下水に入れていないというのが一般的なのだけれども、でも国の法律を見てみると、全国で見てもすごく少ないけれども、雨水も入れている地域というのもあります、下水処理場に。そして、冠水対策としてやっているところもあるのだけれども、そういった検討というのができないものなのか。すぐ近いので。そしてまた、今、先ほど答弁あった大川から入れると言ったけれども、これまでの状況を見ると結構な範囲でとまるときもあるのです。昨年くらいの雨だったら大丈夫かもしれない。だけれども、国がこの何十年か後にはまだまだ雨の量は多くなると言っているわけだから、ここがストップすることによって非常な災害というか、被害が出るというふうに思うのですけれども、そういった検討、ちょっとやっていませんか。どうですか、町長。

**○町長（齊藤啓輔君）** 5番、土屋議員からの再度のご質問に答弁させていただきます。

まずは、雨水を下水処理場に流す処理に関してですけれども、平成23年にマンホールがあふれて、地域が冠水したということも聞いており、その後マンホールのふたが上がらないような処理もしたわけです。そのマンホールについては雨水で、下水処理場で処理した水を河川に流すというような類いの水でございますが、ご指摘の現在の余市町

の下水処理場に関しては汚水と雨水、別々に処理する方式ですので、雨水を下水処理場で受けるということは今のところ機能上できないということでございます。あとは、浸水性のかんがい、用水路、通路、かんがいの側溝のことだと思いますけれども、それに関してもまた登川の氾濫対策としてネクスコのほうとも協力して、地域に近いものですから、木の板を再び入れて、きちんと流水をコントロールするような対策はやっているところであります。

**○5番（土屋美奈子君）** 本町は生活排水と雨水は別々にして今工事は進めてきているのだけれども、あそこの対策として、雨水対策として下水道処理場をそういう目的でやっている自治体もあるのです。きっと、今できないと言ったけれども、できるのではないのかなというふうに私は思うのだ、方法によっては。そこをそういうふうに設計したり、いろいろ検討してみるとやれるのではないかなというふうに思う。雨水と昔生活用水と一緒に入っていたときというのは、それはこの大雨対策という部分があったのです。そして、特に都会のコンクリートとかで対応し切れないから、下水道処理場に行ったのだけれども、それが処理能力がなくて、処理しないまま出してしまうから、分けたのだけれども、昔。ほとんど一緒だったものを今全国で分けたのです。これを多分うちの下水道処理場というのは設計当初が今稼働している処理能力の倍以上が処理できるような設計になっていると思う。まだ多分相当量の汚水を入れても処理できる能力を持っているのだと思うのです。だから、きっとやり方次第ではできるのではないのかと思うのですけれども、担当課でも構わないです。済みません。お願いします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 5番、土屋議員の質問に答弁させていただきます。

私専門的なデータや図面を持ち合わせておりませんので、後ほど担当課からお伝えさせていただきます。

きます。

**○5番（土屋美奈子君）** 先ほど下水道処理場の部分の搬入の部分の答弁もいただいたのですけれども、昨年並みの雨水であったら多分大川方面から入っていけるだろうということだったけれども、もしこれが今後雨の量とかが、大きな集中豪雨とかが来た場合に入れないよというふうになった場合、これは今統合していく事業進めているのだけれども、説明は北後志のほうにはされたのですか。

そして、どのくらいもつのですか。どのくらい、何日くらい搬入しなくても大丈夫なのですか。というのは、やっぱりここは町内でもとても重要な地域であると思う。本町の下水道、全部この地域でやっていくのだけれども、そこに問題が起きたときは本町のみならず、今度は北後志全体の問題となってくるわけでしょう、この地域の災害というのは。だから、ここもしっかりと対策はそういう意味でも打っていかねばいけないというふうに考えているのですけれども、ここはどうですか。どのくらいもつものですか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 5番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

非常に大雨が降った災害が発生した場合なのですけれども、何日もつかについては専門的なデータを私は持ち合わせていませんけれども、さすがにそれだけの雨が降ったらくみ取りもできなくなるわけですから、その点はくみ取りがないと搬入もしなくなるということだと思います。いずれにせよ、大川町側から入ることは担当課では支障はないというふうに判断しているわけでありまして。本件は北後志の組合全体の話でもありますので、今後そちらのほうには伝えるようにはしておきます。

**○5番（土屋美奈子君）** 現在の下水道処理場の建設当時の話をさせていただくと、さまざまな紆余曲折があって、そんな中であそこに建設するこ

とが決まったのだけれども、当時、私そのときの話し合いや説明会を聞いたわけでありませぬから、説明会に出た地域の人に聞いたのですけれども、あそこに下水道処理場つくりますよ、そしてその分というか、その施設を地域の住民の福祉にも利用しますよという話があって、パークゴルフ場があったのだけれども、下水道処理場の敷地内にパークゴルフ場をつくったのです。無料で、多分この下水道処理場の建設と併用してつくって、そして地域住民がただでできるようにというふうになっていったのだけれども、それもきっとあのときの話し合いの中でいろいろなさまざまな問題があった中で福祉的にも利用しますという約束事が当時あったやに聞いているのです。今これまたあそこでいろいろな重要性を増してくるという地域であって、ここを一回、検討してみたいということ、私は素人考えなのだけれども、水の流れ道さえできれば、どこか1つでいいのです。どうにもならなくてたまってしまいう低地の部分を何とか解消することはできないのだろうかというふうな思いが、あそこに住んでいる住民にしたらとても強い思いがあるのです。だから、一度方法、道と話をしてみるでもいいし、さっきの川の底の部分でもいいし、まだいろいろな方法があるのではないかとこのように私は思っているのです。だから、これから事業を進めていく中でも、町長、ほかの議員も前にも質問していることですから、再度道との話し合いも含め、本町でできることも含めやってみただけはないかということ、答弁をお願いいたします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 5番、土屋議員からの再度の質問にお答えさせていただきます。

本件は平成30年3定でも聞かれておりますが、管理者の道としっかりと検討、協議をして、もちろん地域の非常に重要な課題というのは私も写真等見て把握はしておりますので、ポンプを十分に活用するということが直近で町としてはできます

が、それ以外にもできることを河川管理者の北海道と検討、協議していくということでございます。

○議長（中井寿夫君） 土屋議員の発言が終わりました。

---

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明19日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時51分



上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            6番    中    井    寿    夫

余市町議会議員           16番   藤    野    博    三

余市町議会議員           17番   茅    根    英    昭

余市町議会議員           18番   溝    口    賢    誇